

4) 法動態部門

中川 寛子（教授・経済法）

2022年度の研究活動およびそのアウトプットについて。

新型コロナウイルスの影響で、全国及び海外の研究会がオンライン開催される状況が継続していた。このことがある意味では僥倖し、数多くの研究会に出席して知見を深めることができた。デジタル・プラットフォームをめぐる動きに関する研究会に積極的に参加しているが、特に有意義であったものとして例えば以下がある。EUのデジタル・マーケティング法、デジタル・サービス法等について、欧州の競争当局関係者による解説の研究会が数回にわたり関西の研究会主催で行われ、欧州での議論状況につき具体的イメージを掴むことができたことができた。2022年8月6日には、北大経済法研究会にて、デジタル市場競争会議議員（当時）の神戸大学・泉水文雄教授を招聘し、「事前規制はなぜ必要か、海外の動向」と題する報告を頂いた（企画・運営を担当）。主に、デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」「新たな顧客接点（ボイスアシスタント及びウェアラブル）に関する競争評価中間報告」（いずれも2022年4月26日）について、及び「デジタル広告の透明化法への編入」と題して同会議による「デジタル広告市場の最終評価」（2021年4月27日）について、重要な論点について報告がされた。デジタル・プラットフォームをめぐる諸外国の動向と合わせ、我が国の立法に関する最新動向について中核にいる方との意見交換を行うことができ大変有意義であった。

また、前年度に引き続き、デジタル・プラットフォームを意識しつつ、抱き合わせ特にアフターマーケットを画定し、そこでの反競争効果を取り上げて悪影響ありとすることの意義について研究を進めた。研究遂行上、2022年度には、異なる国・産業分野ではあるが、理論的・比較法的観点から見て非常に興味深い動きがあった。中でも重要な事例を挙げれば、我が国で訴訟が繰り返されてきた、プリンターメーカーによるプリンターとトナー・カートリッジ又はインク・カートリッジの抱き合わせについての特許侵害訴訟として、東京高判令和4年3月29日がある。同判決では、原審で再生カートリッジメーカー側の勝利判決を導いた独占禁止法の略奪的設計変更及びそれを通じた抱き合わせを理由とする権利濫用は認められず、特許侵害としての法的構成がされた。つまりアフターマーケットにおける競争侵害は認められていない。他方、2022年9月14日に欧州一般裁判所が下した、Googleによる抱き合わせ事件（Google(Android)事件）—case T604/18）は、欧州委員会競争当局による決定(Case AT.40099, judgement of European Commission 17/07/2018)を全面的に支持するものとなった。従来、いわゆるブランド内市場であるアフターマーケットでの競争侵害については、梶子否定論以降、世界的に実務は消極的であったところ、Google(Android)判決では、アフターマーケットを画定しそこでの支配的地位の濫用を認定することを肯定している。この二つの事件は、産業分野の特性の相違はあるものの、アフターマーケットという視点からは対照的なアプローチを見せるものである。これらを題材として、個別事案の特性に過ぎないと考えるべきなのか、より一般的な理論的アプローチの相違と見ることができるか、について考察を進めた。以上の研究の成果は、2023年度末～2024年度刊行予定の、慶應大学紀要「法学研究 田村次朗教授退職記念号」掲載論文に反映させるべく準備を進めている。

有斐閣ストゥディアシリーズ「経済法」において、独禁法の柱の一つである不当な取引制限の章を執筆担当した。初学者向けのわかりやすさと各種概念や解釈論の正確性を両立させることの難しさを実感する執筆であった。本書は、2022年度内に校正がほぼ終わり、2023年8月公開の予定である。

その他(教育活動ほか)

新型コロナウイルス感染症からの脱却を図りつつの授業展開となり、講義科目等、ハイフレックスでの授業を行った。ハイフレックス授業では、対面型で教室にて参加している学生への語りかけと、オンラインで自宅等から参加している学生への語りかけとのバランスを保つことに難しさを感じた。具体的には、学部向けに、法学部専門科目「経済法」の講義および「演習Ⅱ」を担当した。研究大学院向けには「現代法政論」を2科目担当した。また、全学教育として、他学部の1年生向けに「一般教育演習—フレッシュマンセミナー：情報と競争政策」を担当し、デジタル・プラットフォームによる個人情報の吸い上げが行われている実態について自覚しその問題点を認識してもらうことからはじめ、グループ別に議論させることで学生に考察を深めてもらうよう促した。

北海道大学サマーインスティテュートにおいては、オムニバス形式で英語授業を展開しているところ、「経済法(competition Law)」として一コマ提供した。ハイフレックスでの開講となり、それも国際的な展開となったことはオンラインならではの怪我の功名ともいえる。教室・オンラインともに国内外の参加者が積極的に発言し、授業に貢献してくれたことに感謝したい。